

公表第7号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和3年8月12日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	原 学
久留米市監査委員	森 崎 巨 樹

# 財務監査及び事務監査報告

## 第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘事項件数	意見件数
総合政策部	総合政策課、創生戦略推進室、財政課、広報戦略課、移住定住促進センター、東京事務所	令和3年4月1日 ～令和3年7月30日	6	1
総務部	総務課、情報政策課、人事厚生課、行財政改革推進課、財産管理課、契約課、工事検査課、防災対策課	令和3年4月1日 ～令和3年7月30日	13	1
協働推進部	協働推進課、地域コミュニティ課、安全安心推進課、広聴・相談課、消費生活センター、人権・同和対策課、人権啓発センター、隣保館、男女平等政策課、男女平等推進センター	令和3年4月1日 ～令和3年7月30日	6	1

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、令和2年度における財務に関する事務の執行、公有財産の管理並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等は重点項目として監査した。行政の組織、機能、事務処理の手続及び方法などの行政運営全般についても、経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

## 第3 監査の結果

監査対象の事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部において、検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果に基づき、住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、措置等の対応が講じられるよう望む。

## 【総合政策部】

### 指 摘 事 項

#### 《事務監査》

##### 〔会計年度任用職員任用事務〕

会計年度任用職員の任用において、任用伺いや宣誓書の徴取が任用日より後に行われているものがある。

##### 〔休暇等届出事務〕

休暇等届（願）票において、年次有給休暇の付与日数を誤っているものがある。

##### 〔審議会等事務〕

附属機関の委員が交代する際に、前任者の解嘱の手続が行われずに後任者の委嘱が行われているものや、後任者の委嘱の手続が行われていないものがある。

#### 《財務監査》

##### 〔契約事務〕

- （１）業務委託契約において、業務内容が契約の内容に適合しないものであるときの解除要件を民法の規定より限定し、市にとって不利な内容となっているものがある。
- （２）消耗品の購入において徴取した見積書に、日付が記載されていないものがある。
- （３）業務委託契約の契約書において、規則に定める「契約の相手方の責に帰すべき理由により契約の解除等をするときは、契約の相手方から契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を違約金として徴しなければならない。」との条文が記載されていないものがある。

### 意 見

#### 《事務監査》

本市の財政の弾力性を示す経常収支比率は令和元年度 99.9%に悪化した。財政調整基金は 20 億円を取り崩した。平成 20 年度決算以来 11 年ぶりのことであった。

新型コロナウイルス感染症の影響で市税をはじめ歳入環境は先行き厳しいものと思われる。一方、歳出面では感染症対策、防災・減災対策、デジタル化への対応も緊要である。財政運営を誤れば、本市独自の新たな行政サービスを提供する余力を失いかねない危機的状況にある。

活力にあふれ、持続可能な都市づくりを実現するためには、ポストコロナ社会を見据え、感染症対策や防災・減災対策など優先課題とされる事業の推進を図る必要がある。全庁的な視点から大胆な事業調整が求められる所以である。負担金や補助金、委託料などについても聖域なく検証し、事業の取捨選択に取り組みきたい。本市政策の総合企画及び調整を担う総合政策部に課せられた任務である。

## 【総務部】

### 指 摘 事 項

#### 《事務監査》

##### 〔文書管理事務〕

指定管理者候補者選定委員会委員への推薦依頼に係る、意思決定の決裁区分が誤っている。

##### 〔会計年度任用職員任用事務〕

パートタイム会計年度任用職員の任用において、勤務条件説明書を交付していないものがある。

##### 〔審議会等事務〕

附属機関の委員委嘱において、任期を条例に定める2年より短い期間で委嘱しているものがある。  
また、市ホームページ上で会議資料等が公表されていないものがある。

#### 《財務監査》

##### 〔市税外収納事務〕

市町村明示協議証明願に係る証明手数料について、徴収されていないものがある。

##### 〔旅費支給事務〕

旅行命令書において、命令権者を誤っているものがある。

##### 〔契約事務〕

- (1) 業務委託契約の契約書において、規則に定める「契約の相手方の責に帰すべき理由により契約の解除等をするとき、契約の相手方から契約金額の100分の10以上に相当する金額を違約金として徴しなければならない。」との条文が記載されていないものがある。
- (2) 消耗品の購入において、徴取した見積書に日付が記載されていないものがある。
- (3) 修繕業務において、内容が軽易及び履行の確保が容易であると認められる市の施設の修繕であって、1件の予定価格が130万円以下のものと見られるが、小規模修繕登録業者名簿に掲載されていない業者と契約を行っているものがある。
- (4) 修繕業務において、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書の提出がなされていないものがある。
- (5) 久留米市防災行政無線（デジタル移動系）再免許申請業務の契約において、仕様書の業務内容に実際の業務内容が適切に記載されていない。

(6) 災害備蓄用毛布真空圧縮包装業務委託について、令和2年度中に2回委託契約を行っており、どちらも契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして随意契約を行っているが、委託先は異なっている。業務内容は同一であり、起案文書に記載されている随意契約の理由に大差はないため、競争入札に適さないとしていることが妥当か疑問がある。地方公共団体の契約は競争入札が原則であるので、やむをえず特命随意契約とする場合は、合理的な理由があるかどうか十分検討し、契約方式を決定されたい。

(7) 業務委託契約において、業務内容が契約の内容に適合しないものであるときの解除要件を民法の規定より限定していたり、契約内容の完全履行を請求できる期間が民法の規定より短くなるなど、市にとって不利な内容となっているものや、規則で定める契約不適合責任に関する規定がないものがある。

### 〔物品管理事務〕

消防団車両について、備品台帳に品名を誤って登録しているものがある。

## 意見

### 《事務監査》

近年の気候変動の影響等により自然災害の頻発・激甚化傾向が強まり、本市では3年連続で大雨特別警報が発令されるなど、大規模浸水被害に対する市民の不安が高まっている。防災・減災対策はハード・ソフト両面からスピード感を持って取り組むべき喫緊の課題である。

ただし、排水ポンプの設置や貯留池の整備などのハード整備には年数を要する。ソフト面の充実強化も急ぎ求められるゆえである。住民や地域があわてることがないように、危険な場所や避難場所、避難経路などを認識し、安全な避難行動が取れるよう準備しておく必要がある。ハザードマップは、その有効なツールのひとつである。

本市はすでにWeb版や紙面版のハザードマップを整備している。家庭や学校、職場など多くの場で活用が広がるよう活用方法の提案、周知徹底を図られたい。災害に強いまちづくりの強化を期待する。

## 【協働推進部】

## 指摘事項

### 《財務監査》

#### 〔旅費支給事務〕

旅費において、交通費の計算を誤り、規定より少なく支給されているものがある。

#### 〔契約事務〕

(1) 業務委託契約において、業務内容が契約の内容に適合しないものであるときの解除要件を民法の規定より限定し、市にとって不利な内容となっているものがある。

- (2) 業務委託契約書において、必要な仕様書の一部が備わっていないものや、仕様書の業務名の年度や委託期間の年を誤って記載しているものがある。
- (3) 契約の締結において、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書の提出がなされていないものがある。

#### 〔補助金等交付事務〕

補助金交付事務において、補助金交付申請時に提出された予算書に計上されていない備品について、変更承認申請等の手続が何らなされないまま購入されているものがある。

#### 〔物品管理事務〕

備品を処分しているにもかかわらず、所定の事務手続をしていないものがある。

### 意見

#### 《事務監査》

本市の地域まちづくり活動は、小学校区を単位とする校区コミュニティ組織を単位として行われている。校区コミュニティ組織の基盤は、校区内の自治会である。その自治会への住民の加入率は低くなる傾向にある。人口減少、超高齢化も進んでいる。日常生活に欠かせないごみの分別収集などは主に自治会をベースに行われている。自治会の組織規模や事業内容等は一様でなく、今後の活動が停滞することが懸念される。

本市では自治会の組織規模や財政状態、事業内容など実情が把握できていない。自治会間での事業内容の透明性には濃淡があり、住民の負担がどのようなものか、校区コミュニティ組織も把握していないのではないかと懸念される。行政側の視点や都合から見たメリットを主眼に自治会活動をとらえるのではなく、住民側の負担やメリットについても明らかにし、理解と協力を結び付ける必要がある。対策を講じられたい。